

令和元年度 生涯学習・社会教育関係調査 実施要項

1 調査目的

市町村の実態を把握し、生涯学習・社会教育行政に関する基礎資料を作成するために実施する。
なお、調査結果は、個人に関わる情報等を除き「生涯学習・社会教育行政便覧」等で公開する。

2 調査事項

様式1	(1-1~1-2)	(家庭教育に関する事項)	・・・2枚
様式2		(青少年教育に関する事項)	・・・1枚
様式3		(青年団体にに関する事項)	・・・1枚
様式4		(PTA地域活動事業に関する事項)	・・・1枚
様式5		(成人教育学級等に関する事項)	・・・1枚
様式6		(女性学級等に関する事項)	・・・1枚
様式7		(女性団体等に関する事項)	・・・1枚
様式8		(高齢者教室等に関する事項)	・・・1枚
様式9	(9-1~9-5)	(公民館活動状況に関する事項)	・・・5枚
様式10	(10-1~10-3)	(図書館活動状況に関する事項)	・・・3枚
様式11		(博物館活動状況に関する事項)	・・・1枚
様式12		(学校施設の開放状況に関する事項)	・・・1枚
様式13		(ボランティア活動状況に関する事項)	・・・1枚
様式14	(14-1~14-6)	(生涯学習への取組状況に関する事項)	・・・6枚

3 調査対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業等（特に指定の有る場合を除く）
※今後実施予定の事業等については、見込みで記入する。

4 調査票の提出

電子データを下記担当あて提出する。（過去の調査票は絶対に使用しないでください。）

※昨年度より、紙媒体の提出は必要なし。

(1) ファイル名「令和元年度〇〇市(町・村)関係調査」

(2) 提出先 岡山県教育庁生涯学習課 mayuka_nakamura@pref.okayama.lg.jp (中村あて)

5 調査票記入上の留意点

- (1) 各様式には、記入者の部課名・職名・氏名及び市町村番号(市町村番号表による)を記入する。
様式1に入力した部課名等が、様式2以降にコピーされるようになっているので、調査票によって作成者が違う場合は直接入力すること。
- (2) 回答事項のない調査欄には、記入確認のために「なし」、「0」、斜線等を記入する。
- (3) 各調査票への行列の挿入及び削除は行わない。また、記入しきれないものについては、調査表をコピーして利用するものとする。様式の変更は極力控え、フォントの大小や縮小、折り返し等を活用して記入する。
- (4) 各調査票中(各シート内)において色の付いたセルは入力欄(自動計算するセルも有り)であり、緑色以外のセルは、同一色のセルに同一回答が記入されることを示しているため、各調査票ごとに同一色のセルの回答は一致させること。
- (5) 各調査表以外に別添資料を添付する場合は、該当の調査票に「別添資料有り」と表記する。

6 記入要領

(1) 様式1 (家庭教育に関する事項)

- ア 様式1-1には、本年度に実施した家庭教育に関わる事業の講座数等実績を記入する(親育ち応援学習プログラムを含む)。
- イ 様式1-1の1~3「その他」に該当する開催主体や、様式1-2の4、5「その他」に該当する学習内容等は()に具体名を記入する。複数の場合は、「〇〇等」と記入する。
- ウ 講座の対象者、開設場所等が複数にわたるものは、最も該当する区分一か所に記入する。
- エ 様式1-2の6には、親育ち応援学習プログラムのみについて、開催場所別に実施回数を記入する。
(例) 幼稚園の年少組・年長組それぞれで実施→2回でカウントする。

(2) 様式2 (青少年教育に関する事項)

- ア 様式2には、本年度に実施した青少年教育に関わる事業の講座数等実績を記入する。
- イ 青少年教育施設が実施するものに限らない。
- ウ 「放課後子ども教室」については、「青少年を対象とした学習機会」に講座の実績を計上し、「青少年を対象とした地域活動」にボランティア・自然体験活動等の実績を計上する。

(3) 様式3 (青年団体に関する事項)

- ア 様式3には、管内青年団体の団体数等の基礎情報を記入する。
「地域青年団」…地域又は市町村単位で組織された青年団、連合青年団及び青年団協議会
「青年団体」…青年団協議会等の社会教育的活動を行う、中・高校生以外のおおむね15歳から40歳未満の青年男女により組織される団体
- イ 様式3の2には、地域青年団以外の青年団体について記入する。

(4) 様式4 (PTA地域活動事業に関する事項)

- ア 様式4には、市町村費事業として行われる管内PTA団体の活動について記入する。
- イ 様式4において、PTA団体数とは、1事業に対して活動を行う団体数を指す。基本的には、学校単位で組織されている団体を指す。単位PTAの規模が小さいために合同によるPTAを組織し、1事業において活動を行った場合、または複数のPTA団体が連合したり、市町村内のPTAが連合したりして1事業において活動した場合も、活動に参加した単位PTAの数を記入する。

(5) 様式5 (成人教育学級等に関する事項)

- ア 様式5には、市町村費事業として行われる成人教育学級・講座を記入する。
- イ 「成人教育学級・講座」とは、家庭教室学級・講座、女性学級・講座及び高齢者教室・学級・講座に属さないもので、一般成人を対象とした学級・講座等(成人大学講座・市民大学等で補助対象事業以外のもの)を指す。
- ウ 様式5の2において、開設場所等が複数にわたるものは、最も該当する区分一か所に記入する。
- エ 様式5の3において、その他に分類されるものは、()に具体的な学習内容を記入する。

(6) 様式6 (女性学級等に関する事項)

- ア 様式6には、市町村費事業として行われる女性学級・講座等を記入する。
- イ 「女性学級・講座」とは、女性のみを対象として開設した学級・講座・教室等を指す。

ウ 「職業生活準備セミナー」とは、主として再就職を希望する女性を対象に職業生活準備に関することを学習する学級・講座・教室等を指す。

(7) 様式7 (女性団体等に関する事項)

ア 様式7の2には、1「地域婦人会(団体)」以外の女性団体等で会則・規則を有し、定期的に活動しているものを記入する。

(8) 様式8 (高齢者教室等に関する事項)

ア 「高齢者教室・学級・講座」とは、市町村が単独で開設している、おおむね60歳以上の高齢者を対象とした教室・学級・講座等を指す。

イ 「老人クラブ」とは、老人福祉法及び老人クラブ活動等事業実施要綱に位置付けられた60歳以上で構成され、自主的に運営される高齢者活動グループを指す。

ウ 様式8の2において、開設場所等が複数にわたるものは、最も該当する区分一か所に記入する。

(9) 様式9 (公民館活動状況に関する事項)

ア 各様式に該当する事業数等の実績数を記入する。また、様式9-1の2、様式9-3の5の「その他」に分類されるものは、()に具体的な内容を記入する。

イ 様式9-1、様式9-3について、公民館が主催または共催した事業について、その事業数及び延べ参加者数を記入する(公民館を会場に市町村が主催・共催した事業も含む)。なお、事業の実施件数は、開催回数や日数に関わりなく、単一の事業として実施したものを1件とする。ただし、同じ内容のものでも異なる時期に実施したものはそれぞれ1件とする。

ウ 様式9-2の4において、「出前型(アウトリーチ型)講座」とは、学習に参加しづらい状況にある希望者に学習を提供するための手段として出前型で行われる講座を指し、該当する事業数を記入し、主な講座内容と出前場所を具体的に記入する。

エ 様式9-3の6には、5の中で、他機関・団体等との連携事業で特色のある事業を一つ記入する。

オ 様式9-4の9において、「若者」とはおおむね中学生以上30歳未満までを指す。

カ 様式9-4の10においては、次の回答基準に基づき記入する。

【回答基準】

「地域理解につながる学習」とは、地域に対する理解を深めることを目的とする学習であり、地域の歴史・文化・産業・自然・地域課題・環境問題・安全・安心・子育て等の地域に関わる全ての学習を指す。趣味・教養の講座のように「地域理解」が直接の事業目的でない場合でも、講座の中で参加者の地域理解につながる要素があるものは全て対象とする。

キ 様式9-5において、「地域デビュー」とは、これまで地域での活動に参加した経験が少なかった人に対し、地域社会への参加・参画を促す事業等を指す。

(10) 様式10 (図書館活動状況に関する事項)

ア 市町村内に図書館が複数ある場合は、中央図書館で取りまとめて記入してもよい。

記入例：〇〇市中央図書館(〇〇市△△図書館、〇〇市□□・・・)

イ 様式10-1の2において、貸出冊数は団体貸出・相互貸借を含む。また、児童書以外の図書は、視聴覚資料・雑誌を含む。

(11) 様式 11 (博物館活動状況に関する事項)

- ア 博物館法第2条及び第29条に規定する施設(登録博物館及び博物館相当施設)についてのみ記入する。また、開館日数、入館者数については、平成31(令和元)年1月～12月で記入する。なお、複数の施設がある場合は様式をコピーして記入する。

(12) 様式 12 (学校施設の開放状況に関する事項)

- ア 市町村立学校施設の内、運動場、体育館等の体育施設を除いた一般教室等の住民への開放状況について、次の(ア)～(ウ)に該当するものについて記入する。

(ア) 公民館活動や地域のサークル活動、地域の行事等での開放

(イ) 学校支援地域本部事業、放課後子ども教室事業、放課後児童クラブ等の事業での開放

(ウ) 現時点で利用者がいないため、一時的に開放していないが、開放のための体制が整っているもの

- イ 様式12の1、2において、市町村内の学校総数は令和元年度学校基本調査と一致する。また、開放場所別学校数には、同一学校内で複数の教室等施設を開放している場合、その計を校数として計上する。

(例) 1つの学校で普通教室、図書室、パソコン教室を開放している場合は、普通教室1校、図書室1校、パソコン教室1校となり、延べ3校と計上する。

- ウ 様式12の3には、学校施設の一部を公民館等の生涯学習関連施設として活用しているものについて記入する。ただし、敷地内に別の施設として建てられた生涯学習関連施設は含まない。

(13) 様式 13 (ボランティア活動状況に関する事項)

- ア 様式13の1には、令和元年度に実施した生涯学習・社会教育関連事業(首長部局主催事業も含む)のうち、ボランティアを募集し、活動したものについて回答例を参考に記入する。

- イ 様式13の2には、様式14-2の(18)生涯学習人材バンクを除いた、市町村が設置又は事業等で活用しているボランティア人材バンクについて記入する(学校支援地域本部事業、放課後子ども教室事業等のボランティア人材バンクについてもこれに含む)。

(14) 様式 14 (生涯学習への取組状況に関する事項)

- ア 様式14-1(5)において、生涯学習を推進するに当たっての基本計画等とは、生涯学習振興法等に規定する、生涯学習・社会教育の振興のための基本計画・構想等の生涯学習に資する計画で、次の(ア)(イ)を満たしたものについて記入する。なお、教育基本法第17条第2項に規定する「教育振興基本計画」で同様の内容を有するものを含むが、地方自治法第2条第4項に規定する自治体の「総合計画」は含まない。

(ア) 一定の期間をもった計画等であること

(イ) 単年度の重点施策のまとめ等でないこと

- イ 様式14-2(18)において、「生涯学習人材バンク」とは、住民の生涯学習・社会教育に資する知識や技能を持った個人・団体等を取りまとめたものを指す。様式13の2「ボランティア人材バンク」はこれに含まない。

- ウ 様式14-3には、管内で実施された生涯学習推進のための事業の中から、多数の住民等の参画を得て管内全域で開催されるなど特色ある事業について記入する。

- エ 様式14-4において、「障害のある人」とは、障害者基本法に規定された人を指す。

(参考：障害者基本法第2条1号「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)。

その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社

会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。）」

オ 様式14-5の(1)において、「地域に対する理解を深める学習機会の充実を図る事業」とは、地域の歴史や文化、産業、自然、地域課題等の学習を通じた地域への理解を図る事業を指す。

カ 様式14-5の(2)において、「地域社会に参加・参画するプログラムの充実を図る事業」とは、これまで地域での活動に参加した経験が少なかった人が地域社会に参加・参画できるように促す事業を指す。

キ 様式14-6の(2)①において、「ブックスタート事業」とは、地域の乳幼児を対象に原則として次の(ア)～(エ)の条件を満たした市町村の事業を指す。

ブックスタートのポイント（「NPOブックスタート」ホームページから）

(ア) 地域に生まれた全ての赤ちゃんと保護者を対象とする。

(イ) メッセージを直接伝えながら絵本を手渡す。

(ウ) 地域内の連携（図書館、保健センター、子育て支援センター等）により、市町村単位で実施する。

(エ) 特定の個人や団体の宣伝、営利、政治活動を目的としない。また、ブックスタート類似事業とは、上記条件を満たさないが、地域の乳幼児等に対して絵本やブックリストを手渡す等の事業を指す。

ク 様式14-6の(2)②において、「フォローアップ事業」とは、ブックスタート事業から派生し、ブックスタート事業をより効果的・持続的なものとするために行われた事業を指す。